

議案第12号

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、病院事業の短時間勤務会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため  
必要があるからである。

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年三好町条例第5  
4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(短時間勤務会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(短時間勤務会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。</p> <p>2 略</p>